

単純な労務に雇用される職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する
規則

単純な労務に雇用される職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年大阪市規則第160号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(期末手当) <p>第4条 条例第6条第1項の規定の適用を受ける職員の期末手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、基準日以前6箇月の期間のうち、職員としての引き続いた在職期間（万博推進局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の取扱いに関する条例（令和3年大阪市条例第59号）に規定する特定職員又は大阪港湾局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の取扱いに関する条例（令和2年大阪市条例第24号）に規定する特定職員（以下これらを「特定職員」という。）としての引き続いた在職期間を除く。以下「調査対象期間」という。）における実勤務日数（所定の勤務日の日数から欠勤等の日数を減じた日数をいう。以下同じ。）の区分（第2号に掲げる職員にあっては、1週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける調査対象期間における実勤務日数の区分）に応じ別表第1（第2号に掲げる職員にあっては、別表第2）</p>	(期末手当) <p>第4条 [同左]</p>

<p>に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 期末手当基礎額に<u>100分の72.5</u>を乗じて得た額</p> <p>[2～10 略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>[2～8 略]</p> <p>9 第6項又は第7項の規定による割合により算定した条例第6条第1項に定める職員に対して支給する勤勉手当の額の総額が次の各号に定める額の総額の合計額を超えることとなる場合には、第1項第1号又は第2号の職員の勤務成績による割合について、必要な調整を行うものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額</p> <p>[10 略]</p> <p>別表第6（第5条関係）</p> <p>ア 消防局職員及び学校職員以外の職員の</p>	<p>(1) 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 期末手当基礎額に<u>100分の70</u>を乗じて得た額</p> <p>[2～10 同左]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第5条 [同左]</p> <p>[2～8 同左]</p> <p>9 [同左]</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額</p> <p>[10 同左]</p> <p>別表第6（第5条関係）</p> <p>ア 消防局職員及び学校職員以外の職員の</p>
---	--

<p>勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙2 挿入]</p> <p>イ 消防局職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙4 挿入]</p> <p>ウ 学校職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙6 挿入]</p> <p>[備考 略]</p> <p>別表第7（第5条関係）</p> <p>ア 消防局職員及び学校職員以外の職員の 勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙8 挿入]</p> <p>イ 消防局職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙10 挿入]</p> <p>ウ 学校職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙12 挿入]</p> <p>[備考 略]</p>	<p>勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙1 挿入]</p> <p>イ 消防局職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙3 挿入]</p> <p>ウ 学校職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙5 挿入]</p> <p>[備考 同左]</p> <p>別表第7（第5条関係）</p> <p>ア 消防局職員及び学校職員以外の職員の 勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙7 挿入]</p> <p>イ 消防局職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙9 挿入]</p> <p>ウ 学校職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙11 挿入]</p> <p>[備考 同左]</p>
--	---

備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。

[別表第6アの表 別紙1]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の116.2</u>	<u>100分の112.3</u>	<u>100分の106.7</u>	<u>100分の98.8</u>	<u>100分の93.8</u> 又は <u>100分の90</u> のうち から人事評価等 に基づく支給区分に応じて総務 局長が定める割合

[別表第6アの表 別紙2]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の117.5</u>	<u>100分の114</u>	<u>100分の109</u>	<u>100分の101.3</u>	<u>100分の96.3</u> 又は <u>100分の92.5</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第6イの表 別紙3]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の116.2</u>	<u>100分の112.3</u>	<u>100分の106.7</u>	<u>100分98.8</u>	<u>100分の97.5、</u> <u>100分の93.8又</u> <u>は100分の90の</u> <u>うちから勤務</u> <u>成績等に基づ</u> <u>く支給区分に</u> <u>応じて総務局</u> <u>長が定める割</u> <u>合</u>

[別表第6イの表 別紙4]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の117.5</u>	<u>100分の114</u>	<u>100分の109</u>	<u>100分の101.3</u>	<u>100分の100</u> 、 <u>100分の96.3</u> 又 は <u>100分の92.5</u> のうちから勤 務成績等に基 づく支給区分 に応じて総務 局長が定める 割合

[別表第6 ウの表 別紙5]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の114.4</u>	<u>100分の111.1</u>	<u>100分の106.4</u>	<u>100分の98.8</u>	<u>100分の93.8</u> 又は <u>100分の90</u> のうち から人事評価等 に基づく支給区分に応じて総務 局長が定める割合

[別表第6 ウの表 別紙6]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の116.9</u>	<u>100分の113.6</u>	<u>100分の108.9</u>	<u>100分の101.3</u>	<u>100分の96.3又は100分の92.5のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合</u>

[別表第7アの表 別紙7]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の50.4</u>	<u>100分の50.2</u>	<u>100分の50</u>	<u>100分の47.3</u>	<u>100分の45.9</u> 又は <u>100分の45.1</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第7アの表 別紙8]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の52.9</u>	<u>100分の52.7</u>	<u>100分の52.5</u>	<u>100分の49.8</u>	<u>100分の48.4</u> 又は <u>100分の47.6</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第7イの表 別紙9]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の50.4</u>	<u>100分の50.2</u>	<u>100分の50</u>	<u>100分の47.3</u>	<u>100分の46.7、</u> <u>100分の45.9又は100分の45.1</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第7イの表 別紙10]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の52.9</u>	<u>100分の52.7</u>	<u>100分の52.5</u>	<u>100分の49.8</u>	<u>100分の49.2、</u> <u>100分の48.4又</u> <u>は100分の47.6</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第7ウの表 別紙11]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の50.4</u>	<u>100分の50.2</u>	<u>100分の50</u>	<u>100分の47.3</u>	<u>100分の45.9</u> 又は <u>100分の45.1</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第7ウの表 別紙12]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の52.9</u>	<u>100分の52.7</u>	<u>100分の52.5</u>	<u>100分の49.8</u>	<u>100分の48.4</u> 又は <u>100分の47.6</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

(令和7年11月28日掲示済)